

低炭素建築物認定基準における節水水栓について

■ 選択的項目（建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準）

〈次の8項目の選択的省エネ措置の中から2項目以上の措置がとられていること〉

節水対策

① 節水に資する機器を設置している。

以下のいずれかの措置を講じていること。

- ・設置する便器の半数以上に節水に資する便器を採用している。
- ・設置する水栓の半数以上に節水に資する水栓を採用している。
- ・食器洗浄機を設置している。

② 雨水、井水又は雑排水の利用のための設備を設置している。

エネルギーマネジメント

③ HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）又はBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を設置している。

④ 太陽光等の再生可能エネルギーを利用した発電設備及びそれと連携した定置型の蓄電池を設置している。

ヒートアイランド対策

⑤ 一定のヒートアイランド対策を講じている。

以下のいずれかの措置を講じていること。

節水水栓の採用が対象

- ・住戸の場合：台所・浴室・洗面室に設置する水栓の半数以上
- ・非住宅の場合：設置する水栓の半数以上

建築物（躯体）の低炭素化

⑥ 住宅の劣化の軽減に資する措置を講じている。

⑦ 木造住宅若しくは木造建築物である。

⑧ 高炉セメント又はフライアッシュセメントを構造耐力上主要な部分に使用している。

節水に資する水栓（節水水栓）とは

公益財団法人日本環境協会のエコマーク認定した水栓、
または同等以上の節水性能を有するもの